

第三節 産業組合

一 奄美地方における産業組合の設立

鹿児島県では、産業組合法発布の明治三十四年、日置郡串木野村に、有限責任串木野水産信用組合が設立されたのをこう矢とする。同年大島郡には三組合が設立されたが、年次ごとの設置数は左記のとおりである。

産業組合数の推移

年次	大島郡	鹿児島県
明治39年	28	53
40年	25	45
41年	15	41
42年	10	37
43年	4	40
44年	19	65
大正1年	22	109
2年	25	141
3年	25	175
4年	12	275
5年	23	311
6年	28	310
7年	6	267
8年	25	287
9年	9	262
昭和1年	6	240
2年	8	246
3年	8	244
4年	9	239
5年	11	255
6年	19	246
7年	24	287
8年	31	297
9年	36	301
10年	37	301
11年	54	306

〔当時の大島郡の組合は砂糖販売組合で、字別もしくは小組合単位に組織されていた。〕

創立総会の開催。

明治四十年六月 設立認可申請

〃 〃 七月 指令商甲第一三〇〇号にて設立認可

〃 〃 八月 大島区裁判所にて設立登記。

明治四十三年一月 有限責任大島信用販売購買組合定款変更。

〃 〃 三月 変更認可。信用販売事業開始

大正 六 年七月 購買事業開始

昭和 八 年六月 大島郡産業組合連合会を組織

昭和 十一年三月 支部独立準備通常総会

〃 〃 八月 臨時総会にて解散決議

昭和 十二年二月 臨時総代会、産業組合法第七十一条による解散。

二 大島信用販売購買組合の解散と産業組合への組織替え

(一) 大島信用販売購買組合の解散

昭和三年ごろから、大島郡の産業組合組織を県本土や

大正期に入ると、県本土各地に組合が急速に設立されて、大島郡の比重は低下していくが、初期においてこのように多数の組合が設立されたことは、その活動内容や質の面に問題はあつたとしても、注目すべきことではあつた。

明治三十年代において、奄美地方の産業組合が、このように速やかに設立されたわけは奄美の農民がその特産品である黒糖の販売過程の合理化を求めたためであつた。

○大島における産業組合設立の経過

明治三十七年九月

砂糖共同販売計画協議会「島司福山宏氏」

明治三十八年一月

砂糖共同販売事業（十五万二千五百九十三斤）

明治三十九年十二月

産業組合法による有限責任大島販売組合設立協議会の開催。区域は大島郡一円。

明治四十年一月

島司富田嘉則氏定款作製。

明治四十年五月

全国並に町村単位の産業組合に改組しようとする動きが始まつた。

今まで大島信用販売購買組合長は大島支庁長が兼任していたが、昭和三年に、森百太郎氏が、その専任組合長として就任し、その計画が具体化した。

その計画は、各村または各部落に合計で五十以上の産業組合をつくろうというものであつたが、昭和十一年七月までに設立された組合は三十余にとどまつた。

支部独立問題は、このような町村または部落ごとの組合を設立しようという動きの中から持ち上がった。

大島振興計画を達成するためには、支部の独立が決め手になるということで、昭和七年二月二十五日の通常総代会で支部独立という政府の方針を了承した。

昭和八年六月十三日には、新設の部落組合の事業を遂行するために、大島郡産業組合連合会が組織された。

昭和十年二月二十日には、

- 1 部落組合を村単位の独立組合へ加入させる。
- 2 大島信用販売購買組合の本部は大島郡産業組合連合会に、支部は独立組合に組織を変更する。

という方針が決まり、昭和十一年八月二十六日の臨時総

会で大島信用販売購買組合は解散したのである。

(二) 新組織と糖業

郡連・町村産業組合設立後、組合はさとうきび栽培の積極的指導に乗り出した。

その成果として、黒糖生産量は著しく増大した。昭和十二〜十三年期には、二千三百万斤(約一万三千八百トン)であった産糖量は、昭和十三〜十四年期には、三千三百万斤(約一万九千八百トン)と飛躍的に伸び、明治以降の最高を記録した。

その原因は、一つには風害・虫害等の災害がなかったことにもよるが、当時の大島支庁と各村産業組合が、さとうきび栽培農民に対して徹底した指導を行ったためである。また、百数十の糖業小組合を組織し、品質の改善にも力をつくした。

その結果、奄美産糖は沖縄産糖に対して、量的には五分の一ながら、質的にはこれを凌駕するにいたった。すなわち、今まで大島糖のうち上質品は東西糖(現在の瀬戸内町の産糖)や永良部糖とされていたが、総体的にその品質が向上した。

たのである。

三 産業組合から農業会への組織替え

昭和十八年十一月十九日、県産連と産業組合中央会鹿児島支会の解散総会が開かれた。

十二月二十七日、郡単位以上の農業団体六十を統合して県農業会を結成するため、その設立総会が開かれた。

昭和十九年一月六日に県農業会経済部に販売・資材・工業・離島の四課が設けられ、離島課長は慶祐一大島支部の鹿児島支所長が兼任することになった。

ここで大島郡の組合も、農業会への組織替えによって中央・県のより一層強力な統制下に置かれることになった。市町村農業会は、昭和十九年三月末までに結成させるといふ農林省の方針で、大島郡各町村の産業組合も農業会へ組織替えされた。

農業会へ移行したため完全な行政の末端組織となり、自主的組合活動とはほど遠いものになっていった。昭和二十年になると、空襲の激化により多くの農業会施設は焼失するなどの被害をこうむった。

県営検査がさらに品質の統一化を図った結果、大島糖の販路はさらに北海道や東北地方にまで拡大した。

この販路拡大は、産業組合の共販体制の確立を伴ったため、産業組合は順調に伸び、五十一組合・一連合会の組織となり、組合員数は三万四千人を超え、奄美のほとんど全農家がその組織に入った。

しかし、戦時経済の影響が現れた昭和十年代の後半に、産糖量は急減し、昭和十七〜十八年期は六千四百トンと昭和十三〜十四年期の半分以下となり、昭和十八〜十九年期にはさらに減少して二千七百トンとなり昭和十九〜二十年期は七十六トンという壊滅状態になってしまった。その原因としては、

○食糧増産の必要に迫られ、さとうきび栽培面積が少なくなったこと。

○労力と生産資材が不足したこと。

○公定の黒糖価格が安く、農民の生産意欲が減退したこと。

○その輸送が困難であったこと。

などがあげられる。こうして、戦時経済体制のもとで、従来からの「さとうきび単作栽培」的構造は崩れていっ

四 戦後農業会の活動状況

昭和二十一年二月二日に奄美諸島は日本から分離され、米国軍政府の施政下に置かれるようになったので、農業会も分離され、五月二十三日県農業会大島支部は、大島中央農業会と名称を変更した。

ここでも、農業会の戦時中の活動・官僚化・自主性の喪失に対する批判が急速に盛り上がり、農業団体の民主化が強調されたので、日本の改正法にのっとり、昭和二十一年七月、二十一単位農業会および中央農業会が一斉に理事の改選を実施し、農業会の民主化の推進を図った。これは、民主的大島再建の諸改革と呼応してなされたものであった。

当時、農業会の最大の課題は食糧増産であった。その食糧増産を指導する技術員を養成するため、農業会は年々臨時北部南西諸島政庁から補助を受けていた。この補助は、昭和二十三年度限りとなったが、そのときの技術員は、中央会に二十名、各市町村に四〜六名ずつで八十七名、計百七名に及んだ。

農業会時代の経済事情をみると、設立後間もなく戦時災害に遭遇し、事務所その他の重要施設を喪失したところが多く、その災害額はばく大な額に達した。

資材入手困難のため、容易に復旧できなかったのみならず、戦時下において職員の更迭がひんばんで事務にたんのうな者が少なく、十分な活動ができなかった。

しかも、分離後において運営面で支障を来した原因の一つは、鹿児島県農業会をはじめ、その他の関係取り引き先に頂け入れた預金、その他の債権五百九十一万円が凍結されたことである。

このように、きわめて困難な状況の中で、黒糖の集荷・ガリオア資材の取り扱い等を行っていた。

五 占領下、奄美地方における 農業協同組合の設立

日本本土では、昭和二十二年十一月、農業協同組合法が公布されたので、奄美大島でも昭和二十三年八月以来、本法の施行が提唱されてきたのであるが、農業会の財産凍結、または、経営困難による財務の窮乏などの諸事情

にはばまれ、解散、清算が不可能であるとの見地から、容易に実現をみなかった。

しかし、昭和二十四年十二月二十日、臨時北部南西諸島政庁令第二十三号で農業協同組合法が公布され、昭和二十五年二月一日から施行されることになった。本法によつて同年五月、農業会時代の債権・債務を包括継承して、各市町村農業会はそれぞれ市町村農業協同組合、大島中央農業会は、大島農業協同組合連合会として発足し、他に部落単位の二組合が新設され、一連合会、二十二農協となった。

昭和二十六年五月二十四日琉球協同組合法が公布され同年六月一日から施行されることになった。既存の農業協同組合は、同年八月二十五日、同連合会は九月二十九日同法の下におかれることになった。

ただし、琉球農業協同組合連合会への加入は遅れて、大島農協連ほか二十農協は昭和二十七年十二月二十三日、加入したが、名瀬市農協ほか一部農協（与路・住用村・鹿浦）などは未加入のまま復帰を迎えた。

琉球協同組合法の特徴は、従来の四種事業中、信用事業の経営を認めず、信用事業を切り離して、別個に同一

地区を対象に、同一組合員を構成員として、しかも、事務所も同一場所に役員も兼任する農業協同組合と信用協同組合を設立させたことであった。

ただし、奄美大島では、信用協同組合連合会の設立はみられなかった。

信用事業が切り離され、資金の導入や、余剰金の預け入れは、両組合とも初期は琉球銀行のみであったが、昭和二十八年二月から協同組合中央金庫も加わった。農協・信用両組合間の直接的な関係が絶ら切られていたので、農協は、事業資金が枯渇して、ほとんどが経営難におちいるという事態に追い込まれた。

六 日本復帰後の奄美地方における 農業協同組合の発足

奄美群島の日本復帰に伴う農林省関係法令の適用の暫定措置に関する政令に基づき、琉球協同組合法は、昭和二十九年十二月三十一日で無効となるので、従来の農協の解散と新農協の設立を急がなければならない状況下にあった。

だが、当時の農協は機能停頓状態であり、農民もまた農協から遊離しているというありさまであったので、新農協の設立はきわめて困難であった。

七 日本農業協同組合法による 和泊町農業協同組合の設立

昭和二十九年六月十三日、和泊町農業協同組合創立総会が、和泊小学校講堂において開催された。設立同意者総数は七百八十八名で出席者数は五百八十二名であった。

設立発起人代表永吉実定氏が登壇し、琉球農協法から日本農協法への組織替えのため、四月十六日発起人会の開催・五月五日設立準備会の開催等経過報告を行い、伊勢福英氏が発起人を代表して、永吉実定氏を議長に推し、徳田前安氏が賛成を表明、拍手多数で決定した。

議事録署名者に松尾璞元・山下兼二の両氏を指名同意を得た。

第一号議案・定款承認の件その他を審議した後役員選挙を行う。投票管理者 有川定明

投票立会人 福山清寛・島義智・松尾璞元

理事 柳元則・安田前間・新村宮甫・永吉実定・皆吉平・大江吉順・柏誠之助・伊集院周國・福島清英
監事 伊集院武一・平新利・竹 玉江川

※ 昭和二十九年年度第一回臨時総会の開催

昭和二十九年六月十三日役員選挙後の互選会で、伊集院周國氏が組合長に互選されたが、七月一日付で辞任した。繰り上げ当選の山下兼二氏が組合長に選任されたが十月十九日付けで辞退届提出、十月二十二日役員会でそれを承認した。

事業計画推進等で続いて四名が辞任、残る四名の理事も辞任した。理事総辞退になったため、定款に基づき(監事会招集) 総会を招集した。代表監事平新利氏が開会の挨拶を述べ、議長に西義興氏を選任した。

事業推進計画の承認と選挙の件を上提した。

選挙管理者 有川定明

選挙立会人 中田実隆・種子田三千世・末川白秋

理事に永吉実定・柳元則・永山島宜志・安田前間・大栄奥島・川村安盛・伊地知季良・島義智・市来

哲次郎の各氏を選任した。

理事会における互選の結果、満場一致で島義智氏が組合長理事に推された。

監事は伊集院武一・平新利・竹 玉江川の三氏がそれぞれ再任された。

その後昭和三十三年以降再建整備等重要案件の処理を終え、現在の和泊町農協に至っているが、昭和五十九年度発行の「三十年のあゆみ」に収録されているので割愛する。

昭和六十年五月二十七日改選された役員は次のとおりである。

組合長理事 速水朝重

理事 池村清秀・山下純利・川間元生・東一

吉・玉井浦秀・山下祐孝・中原恒美・和田

季盛

監事 橋口俊彦・中屋一吉・橋口豊仁

指令二九農政第三七号の九

和泊町農業協同組合

発起人代表者 永 吉 実 定

昭和二十九年六月一四日附申請のあった

和泊町農業協同組合の設立の件は

農業協同組合法第六十條により認可する

昭和二十九年七月二日

鹿児島県知事 重 成 格

参考資料 鹿児島県農業協同組合史

産業組合創立二十五周年記念誌